

電磁的記録の開示の方法

東大阪市における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第2項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報で、自己情報の開示の実施の方法は以下のとおりとします。

- (1)電磁的記録を用紙に出力したものを閲覧する
- (2)電磁的記録に記録されている音声を再生したものを聴取する
- (3)電磁的記録をディスプレイ等専用機器(実施機関が現に使用しているものに限る)により出力したものを閲覧又は視聴する
- (4)電磁的記録を用紙に出力したものを交付する
- (5)電磁的記録を光ディスク(CD-R・DVD-R)に複製したものを交付する

文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

東大阪市における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、以下のとおりとします。

- (1)当該文書又は図画(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、(2)に規定するもの)を閲覧する
- (2)当該文書又は図画を複写機により用紙に複製したものの交付する
- (3)当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R・DVD-R)に複製したものを交付する